

北海道テニポン協会専門部設置規則

第1条 この規則は、北海道テニポン協会（以下「本会」という。）規約第6章第19条により専門部を設けること必要な事項を定める。

第2条 本会に会員をもって組織する、次の専門部を置くことができる。

事	業	部
審	判	部
普	及	部

第3条 専門部の設置及び解散は総会の承認を得て行う。

第4条 専門部は、本会の事業を遂行するに必要な事項を専門的に分担所管して役員会の承認を得て処理する。

第5条 専門部の所管事項並びにその運営に関する細部は、細則によって別に定める。

第6条 専門部に部長を置き、本会の理事を兼ねる。

- 2 専門部に副部長2名以内を置くことができる。
- 3 専門部に部員を置くことができる。

第7条 部長、副部長、部員は総会で選出する。

- 2 部長は、部を統轄し所管業務を処理執行する。
- 3 副部長は、部長を補佐し部長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 部員は、部に属する業務の執行にあたる。

第8条 部員の任期は、本規約第4章第12条に乗じて2年とする。但し、ある目的のため総会又は役員会で承認された一時的、部の部員の任期は、目的の完結により満了する。

第9条 部の構成人員は、総会において定めることを原則とする。

第10条 部会に役員が出席し意見を述べることができる。

第11条 部会の決議事項は、役員会の承認をうけ、総会に報告しなければならない。

第12条 部長は役員会又は総会で所管事項についての処理執行の状況を報告する義務を

附 則

この規約は、平成10年11月3日から施行する。

北海道テニポン協会・専門部細則

北海道テニポン協会専門部設置規則第5条第1項により各専門部の所轄事項、その他運営に関する細部について次のとおり定める

事業部細則

- 1 事業部の所轄事項は次のとおりとする。
 - ①本協会の主催又は主管
 - ②年度の大会開催方針の立案
 - ③大会の計画、大会要項の立案と役員の選定
 - ④大会成績記録の保管

審判部細則

- 1 審判部の所轄事項は次のとおりとする。
 - ①審判技術の向上を図り、競技規則の適用に血手審判技術の立場から検討及び研究
 - ②大会への審判員派遣
 - ③審判員の指導及び養成のための講習会開催

普及部細則

- 1 普及部の所轄事項は次のとおりとする。
 - ①テニポンの普及に関すること
 - ②技術の向上を図るための事業推進
 - ③事業部、審判部に属さない事業推進